

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

(一社) 日本ホテル協会 御中
(一社) 全日本シティホテル連盟 御中
(一社) 日本旅館協会 御中
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化により待機要請等
を受けた者が旅館・ホテルに宿泊する際の留意事項について

諸外国における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、水際対策の強化として、日本への帰国者・入国者に対し、検疫所長の指定する場所での 14 日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請（以下「待機等要請」という。）することとされております。

待機等要請を受けた者が、帰国・入国後 14 日以内に旅館・ホテルに宿泊する場合の留意事項等については、下記の通りですので、各団体におかれましては、加盟宿泊施設宛て周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 待機等要請された者への留意事項

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなるため、無症状の場合に他者にウイルスを感染させる可能性は低いとみられるものの、新型コロナウイルスについては十分解明されていないこともあり、無症状であっても他者に感染させる可能性を完全に否定することはできない。このため、14 日間の待機等要請期間中は、万が一ウイルスに感染している可能性を考慮し、他者へ感染させやすいとされる行動をとることは極力避けるべきである。

このため、旅館・ホテルでの宿泊に当たっては、以下(1)～(5)に留意すべきである。

(1) 宿泊施設での待機について

待機等要請を受けた者は、極力宿泊施設の個室から出ないようにし、人と接触する機会を極力減らすことが望ましいことから、宿泊施設内の共有スペースの利用については最小限とするとともに、外出は控えるよう依頼すること。

(2) 食事について

食事は個室など他の宿泊者とは別室でとることが理想ではあるが、難しい場合には他の宿泊者と少なくとも2メートル以上の距離をとることが望ましいこと。

(3) 風呂の利用について

共同風呂は利用しないことが理想であるが、難しい場合には個々の利用者が同時に使用することのないように利用時間帯をずらし、浴槽は使用せず、シャワーのみの使用とするなどの工夫が望ましいこと。

(4) 衣類等の洗濯の取扱いについて

宿泊者自らが洗濯を行う場合の衣類等の洗濯の取扱いについては、一般的な家庭用洗剤及び洗濯機を使用して洗濯し、完全に乾かすことで差し支えないこと。

(5) 健康状態の確認について

発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えるとともに、宿泊者から申し出があった場合については、マスクを着用するなどし、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。

2. 旅館・ホテルの留意事項

(1) 一般的な衛生管理として、ドアノブなど多数の者の手が触れる場所や物品について、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行うことが望ましいこと。

(2) 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを高めるとされる環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる3つの条件が重なる場）における衛生管理に留意すること。

(3) 待機等要請は、あくまで待機等要請の対象者本人になされたものであり、対象者の待機等要請の履行について、宿泊施設の管理者が義務等を負うものではないこと。

<参考資料>

① 3つの密を避けましょう（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

②家庭内でご注意いただきたいポイント（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

③新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604462.pdf>

④「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」

（令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf>